

# 青年・若者と大学 —男女共学100周年によせて—

大学教育の形式的機会均等から  
実質的機会均等へ

2016年11月19日

東洋大学（白山キャンパス）

神戸大学名誉教授 朴木佳緒留

はじめに

(男女共学100周年が提起するもの)

- 「戦前期高等教育の男女共学」を教育史研究の視点からをとらえると、さまざまな切り口が可能  
教育制度の生成過程の官／民構造  
あるいは「上から」「下から」の教育発展過程  
社会経済発展と高等教育の関係  
教育運動 etc
- ジェンダー視点からとらえると  
形式的教育機会均等策(制度)の生成過程と機会均等の実質化問題

## 戦前期高等教育制度の発達概要（おさらい）

- M5 学制：大学・中学・小学を置く
- M6. 4 学制二編追加：専門学校は「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」の汎称
- M12 教育令：小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校その他各種ノ学校
- M19 教育令廃止。小学校令、中学校令、帝国大学令、師範学校令交布。専門学校の依拠法律がないまま発展（M28文部省年報・専門学校59校約1万人の学生）
- M35 要件を満たす専門学校は「大学」と称する許可
- M36 専門学校令（入学要件は中学校・高等女学校、これらと同等の学力の者）公立4、私立28校が認可
- T7 大学令（専門学校の大学昇格運動。T9年には66校、S10年は114校。女子専門学校の増加顕著）

# 男女別学体系による高等教育機関の 女子への門戸開放

- M 1 2 教育令：男女別学を原則
- 高等女学校・女子専門学校が増加し、女子教育の発展。  
T 9 の専門学校在籍者女子比率は約 6 % (2800 / 46000 名)
- 大正期に男子の大学、専門学校に女子入学を認める動きが現れる
- T 2 東北帝国大学（理科大学）3名入学、T 7 北海道帝国大学（選科生）、T 9 東京帝国大学（聴講生）
- T 5 東洋大学（第二種生）、T 9 日本大学（選科生）、  
T 1 0 早稲田大学（聴講生）、T 1 5 同志社大学、龍谷大学
- T 7 臨時教育会議答申「女子教育ニ関スル件」は高等女学校に高等科設置を認めるにとどまる

# 東洋大学：女子への門戸開放

T 5 女子の入学許可（第二種生。男子と区別ない教育）

T	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	年
	2	3	4	10	23	40	46	39	45	31	名

実際には聴講生が多数。T13に女子の本科生入学を禁じ、聴講生のみとなる（大学昇格のため）。

T15 女子部独立運動。S3 大学昇格。

S4 学則変更認可申請：選科生及び聴講生の条項に女子の入学規定を明記。（中学卒業生、・・・、高等女学校卒業生）

S8 学則変更認可申請：学部生（入学できる者）規定

「左記学校・科の修了者」として女高師、女子専門学校11校を列記。S9には13校を追記。

S8からS18までに18名が学部生として入学。

# 男女別学体制下での男女共学

- 国家の意思は「男女別学教育体系」の充実
- 都市中間層の発展を背景に民間の教育理念・教育要求が制度の間隙を縫って、男女別学ではない教育を作り出した。
- 官立大学では理系に代表される「例外」により、私立大学では専門学校・専門学校令による専門学校に女子学生が入学。聴講生制度を利用。
- では、なぜ女子専門学校ではなく、男子専門学校に入学したのか？教育課程（教育内容）、学風などとの関係は研究課題。

# 戦後教育改革による男女教育機会均等

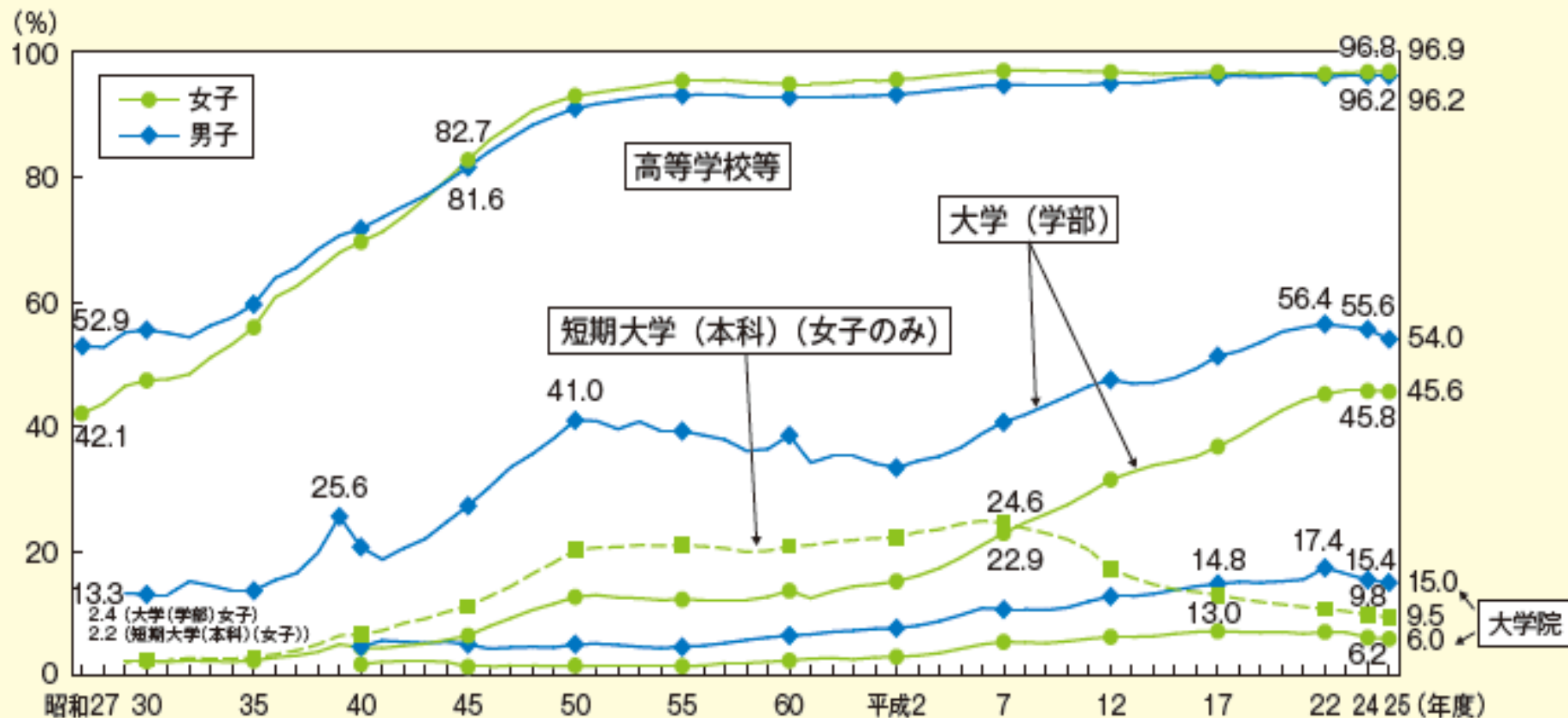
## ＜戦後教育改革による結果＞

- 男女同一の学校制度（組織）成立
- 男女同一の教育課程は不成立
  - 中等学校の家庭科・体育の位置づけ（1994年に解消）
  - 高等教育機関への女子の入学制限（1982年に解消）

## ＜残された課題＞

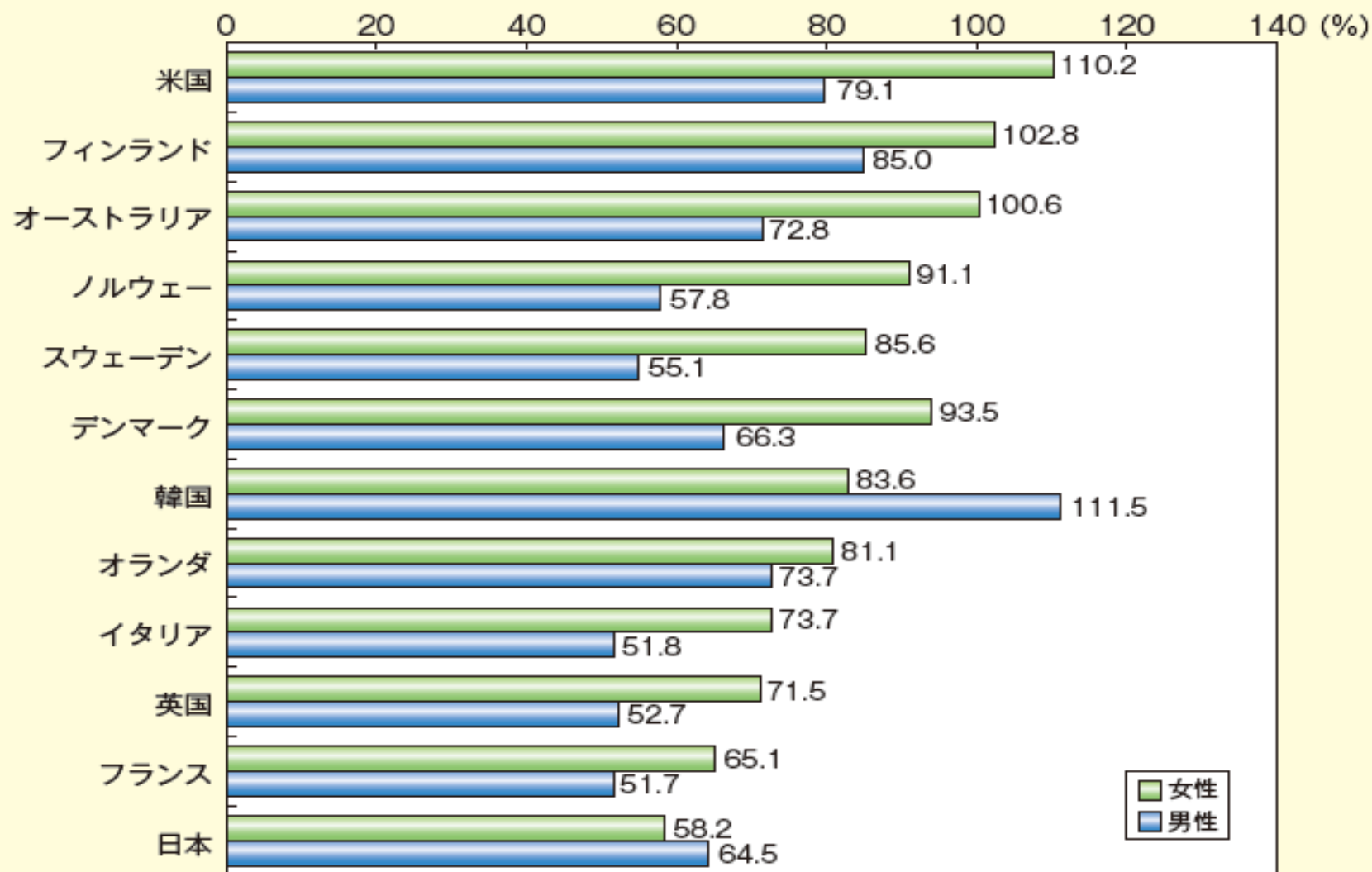
- 強固な特性教育論（idea）：生徒の選択に反映、専門分野の男女の偏り
- 経済的要因から生じる男女の教育格差
  - 教育投資への見返りの男女差
- 学歴の男女格差
- ジェンダー・トラックの形成
- 「見える問題」と「見えない問題」

# 1-5-1 図 学校種類別進学率の推移



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。  
 2. 高等学校等：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める割合。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。  
 3. 大学（学部）、短期大学（本科）：過年度高卒者等を含む。大学学部・短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む。）を3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した割合。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。  
 4. 大学院：大学学部卒業生のうち、直ちに大学院に進学した者の割合（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。



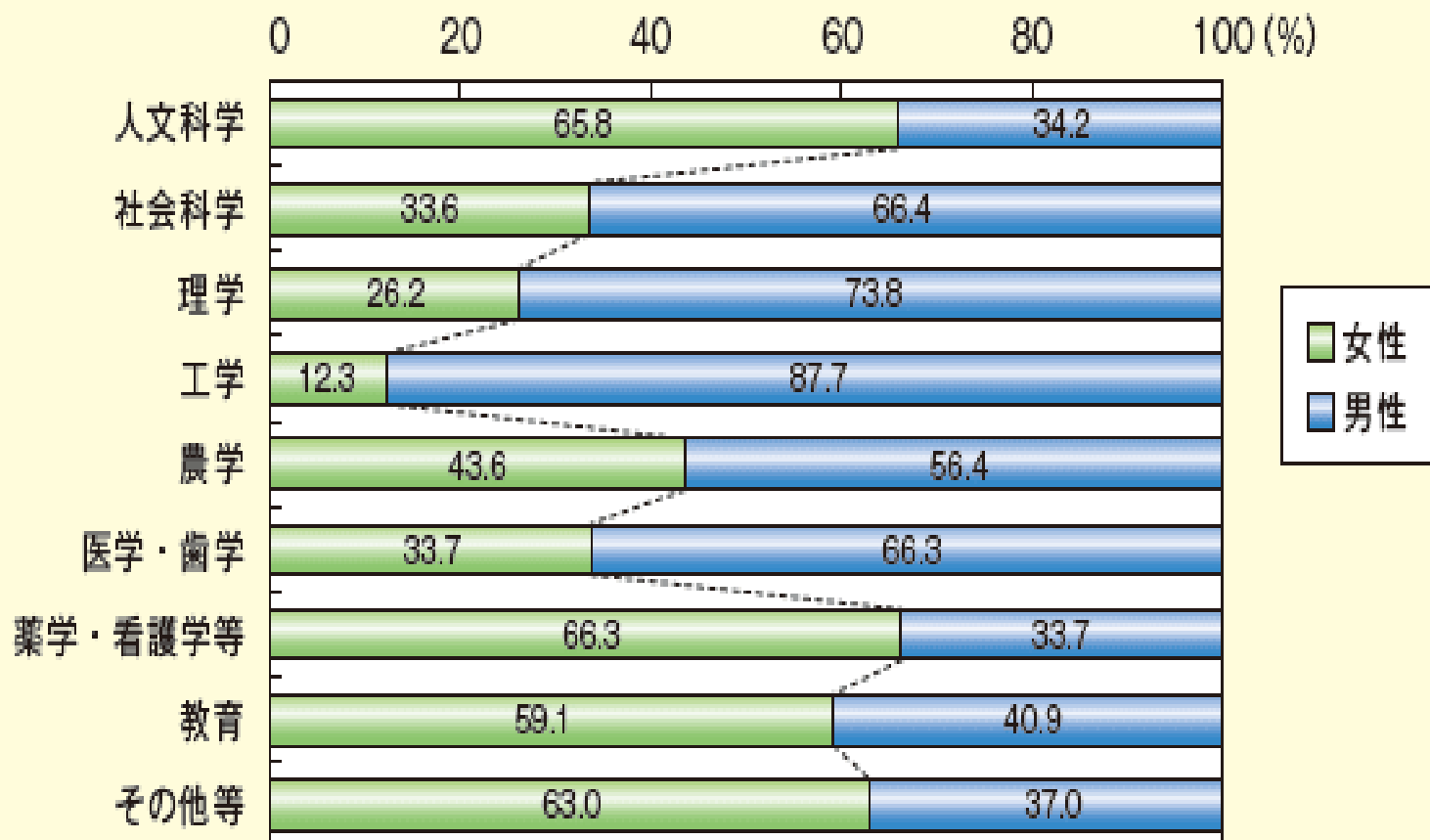


- (備考) 1. UNESCO Institute for Statistics ウェブサイト「Gross enrolment ratio, tertiary」より作成。2012（平成24）年時点。  
 2. 在学率は「高等教育機関（Tertiary Education, ISCED5及び6）の在学者数（全年齢）／中等教育に続く5歳上までの人口」で計算しているため、100%を超える場合がある。

# 専攻分野の男女差

(平成26年版男女共同参画白書)

(参考) 専攻分野別に見た学生(大学(学部))の割合(男女別, 平成25年)



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。  
2. その他等は「家政」、「芸術」、「その他」の合計。

# ジェンダートラック解消にむけて (検討課題)

- 根強い特性教育論の解消
- 女性活躍推進法など一連の政策検討
- 経済的要因と高等教育の機会均等問題
- 「貧困の女性化」問題解消
- 高等教育無償化
- 「男子優先」は男性稼ぎ主モデルの反映
- 「見えない問題」の「見える化」方策

# まとめ

- 戦前期専門学校への女子学生、男女共学の位置づけの検討・評価  
「傍系による入学」→国家意思の間隙を利用した  
教育機会均等実践
- 「見える問題」の制度的位置づけの確保→  
女性教員、女性管理職比率を大学評価基準指標に
- 「見えない問題」の「見える化」→  
女性管理職（リーダー）の経験集約
- 教育成果の再検討  
「社会的活躍」をどう評価するか？